

指定介護・介護予防訪問看護事業所

訪問看護ステーション

アウローラぷらす

運営規程

<令和6年3月29日現在>

目次

- 第一条 事業所の目的及び運営の方針
- 第二条 従業員の職種、員数及び職務内容
- 第三条 営業日及び営業時間
- 第四条 指定訪問看護の内容
- 第五条 利用料等
- 第六条 通常の事業の実施地域
- 第七条 緊急時・事故等における対応方法
- 第八条 衛生管理等
- 第九条 苦情処理
- 第十条 その他運営に関する重要事項
- 第十一条 高齢者虐待防止に関わる内容

第一条 事業の目的及び運営の方針

1 株式会社ファーマプラスが開設する訪問看護ステーションアウローラぶらす（以下「ステーション」という。）が行う指定介護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護・介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護・介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

2 事業の運営の方針

（１）ステーションの看護師等は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その身の機能の維持回復を目指すものとする。

（２）利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（３）事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（４）前3項のほか、「高崎市指定介護・介護予防サービス等の事業の人員、設備及び

運営並びに指定介護・介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成二十四年十二月二十一日高崎市条例第四十七号)に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

3 事業所の名称等

(1) 名称 訪問看護ステーションアウローラぷらす

(2) 所在地 高崎市矢中町 20-20SR 矢中ビル 1F

第二条 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づき適切な指定介護予防訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。管理者は、主治医の指示書とケアプランに沿って介護予防訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定介護予防訪問看護を提供し、実施事項等を介護予防訪問看護報告書として作成する。

2 看護師等 看護職員 正看護師 1 名（常勤、管理者と兼務）

正看護師 3 名（非常勤 1 名）

准看護師 1 名（常勤 1 名）

看護師等は、主治医の指示書とケアプランに沿って介護予防訪問看護計画書を作成し当

該計画に基づき指定介護・介護予防訪問看護を提供し実施事項等を介護・介護予防訪問看護報告書として作成する。

3 事務員：1名（パート勤務）

事業所の運営に必要な事務を行う。

第三条 営業日及び営業時間

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

（但し、国民の祝祭日及び8月13日～16日、12月30日～1月3日は休業日とする。）

2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

3 前項に限らず特段の事情がある場合は指定介護予防訪問看護を提供するものとする。

4 緊急時電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制とする。

第四条 指定介護予防訪問看護の内容

- (1) 病状や障害の観察 (9) リハビリテーション
- (2) 傾聴等の心理的ケア (10) 認知症患者の看護・リハビリ
- (3) 食事及び排泄状況等の確認と世話 (11) ターミナルケア
- (4) 入浴や清拭、洗髪等による清潔の保持 (12) カテーテル等の管理
- (5) 褥瘡の処置・予防支援 (13) 療養生活や介護方法の相談指導
- (6) 服薬状況の確認と管理 (14) その他医師の指示による医療処置

(7) 医療中断の防止、受診勧奨 (15) 社会資源活用の相談支援

(8) 日常生活の自立支援

上記の内容は、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者及びその家族又は代理人（以下「利用者等」という。）に説明、交付のもと実施する。

第五条 利用料等

1 介護保険法による指定介護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額を、また、その他の利用料として、別表「利用料等について（介護・介護予防）」に定める額を利用者から受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う指定介護・介護予防訪問看護に要した交通費は、別表「利用料等について（介護・介護予防）」に定める額を利用者から受けるものとする。

3 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

4 指定介護・介護・介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明

した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 利用者等が正当な理由も無く、予定されていた指定介護・介護予防訪問看護の利用をキャンセルした場合は、ステーションはキャンセルした時期に応じて、別紙「利用料等について（介護・介護予防）」に記載したキャンセル料の支払いを求めることができることとする。

第六条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、群馬県の全域、埼玉県本庄市、上里町

第七条 緊急時・事故等における対応方法

- 1 看護師等は、指定介護・介護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じ臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定介護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対し指定介護・介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故の状況及び事故に際し行った処置と対応について記録し、指定介護・介護予防

訪問看護のサービス提供を完結（契約が終了）した日から5年間保存するものとする。

第八条 衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第九条 苦情処理

1 指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定介護・介護・介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定介護・介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第十条 その他運営に関する重要事項

1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るためにできる限り研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 ステーションは、利用者に対する指定介護・介護予防訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、介護予防訪問看護計画ごとの期間にもとづくサービスの提供を終了した日から5年間経過するまで保存しなければならない。

3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

6 従業員は体調不良の場合、訪問前に管理者、もしくは専務等に報告し、利用者宅での途中交代が無いよう心掛ける。

7 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、株式会社ファーマ・プラスとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第十一条 高齢者虐待防止に関わる内容

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 2 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 ステーションにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 事故発生時は、市町村に速やかに報告し必要な措置を講ずる。

附 則

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

令和1年6月13日改定

令和1年10月1日改定

令和2年2月3日 改定

令和4年9月1日 改定

令和6年1月4日 改定

令和6年3月29日 改定